

令和 7 年 6 月 05 日

社会医療法人北九州総合病院 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

第 1 章 総則

第 1 節 目的

北九州総合病院（以下「当院」という。）は新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定に基づき、福岡県知事の指定を受け、指定地方公共機関となった。当院は新型インフルエンザ等対策において、北九州地域における急性期医療としての役割を踏まえ、地域住民が安心して治療が受けられる体制を確保することを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 9 条第 1 項に基づく本業務計画を作成し、必要な措置を講じる。

第 2 節 基本方針

当院は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、県、地方公共団体及び指定（地方）公共機関等と相互に連携を図りながら、病院が一体となって、これを行うものとする。

第 3 節 業務計画の運用

(1) 対象とする感染症と運用

本業務計画は、新型インフルエンザ等に加え、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな呼吸器感染症の流行など幅広い感染症の発生及びまん延を対象とし、状況に即しながら適切に運用する。

また、事態の進展が想定と異なる場合にも対応できるよう、正確な情報に基づいて職員等の安全確保を図りながら、本業務計画を適切に運用する。

(2) 発生段階の定義

本業務計画における新型インフルエンザ等の発生段階の定義は、令和 6 年 7 月 2 日に閣議決定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、以下の通りとする。

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等の発生覚知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実施されるまで
対応期	基本的対処方針の策定後、政府対策本部が廃止まで

(3) 本業務計画の作成・周知

本計画は院内メンバーで構成される「新型インフルエンザ等に関する院内対策会議」（以下「対策会議」という。）により作成される。対策会議の議長は院長とし、構成員は副院長、看護部長、事務部長、診療支援部門代表、感染対策チーム（ICT）メンバーとする。本計画の変更については最新の知見等に基づく地域での当院の役割分担を基に対策会議で行う。本計画は研修会等を通じて職員に周知徹底する。また変更等は院内ランやメーリングリスト・電子カルテ等に掲示して周知する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 平時の体制

対策会議では、新型インフルエンザ等発生時を想定して、診療継続計画に基づき体制の整備、優先診療と流行への備え、職員の健康管理と啓発等について、必要な措置を講ずる。

(2) 発生時における実施体制

国内外において新型インフルエンザ等の感染が確認された場合、病院長は対策本部を設置し、診療継続計画に基づき、外来及び入院診療体制や職員の健康管理等の検討、各部門の対応について、必要な措置を講ずる。

(3) 対策本部の設置

新型インフルエンザ等発生前は対策会議、海外発生以降は対策本部とする。構成員の欠勤を想定して、各構成員は代理者を選任する。

(4) 意思決定体制

新型インフルエンザ等発生における診療体制及びその縮小等については対策本部で検討し、議長である院長が決定する。議長である院長が不在時は、副院長がその代理を務める。

第2節 情報収集・共有体制

(1) 情報収集

平時より新型インフルエンザ等に関する情報収集を ICT 及び事務部門等が収集する。

(2) 共有体制

収集した情報は速やかに ICT 及び事務部門が院内ランやメーリングリスト・電子カルテ等に掲示して通知する。また何らかの対策行動が必要な場合には各部門の責任者会議等で共有し、各部門の責任者が職員に周知する。

(3) 職員等の発症状況や欠勤の可能性等の確認方法

各部署の責任者は新型インフルエンザ等発生又は疑い職員の情報を院内感染対策専従担当者に届出する。職員欠勤者の多い部署の応援体制及び業務縮小等については診療継続計画に基づき対策本部で必要な措置を講ずる。

(4) 職員等への情報提供方法等の検討

新型インフルエンザ等情報は定例感染管理委員会及び感染リンク委員会で報告する。緊急情報などは職員の個人メールに一斉配信する。

(5) 当院利用者への情報提供

新型インフルエンザ等による診療体制の変更等は、ホームページ上に掲載及び院内掲示、連携医療機関への通達を実施する。

第3節 関係機関との連携

(1) 地域の連絡会議に参加

北九州市の医療体制に関する対策会議に参加し、当院の指定地方公共機関としての役割を担う。

(2) 連携機関リスト

機関名	電話番号	備考
北九州市福祉局保健所保健予防課	093-522-8764	
健和会大手町病院	093-592-5511	向上加算 1 連携
北九州安部山公園病院	093-475-6262	向上加算 3 連携
北九州小倉病院	093-511-7381	向上加算 3 連携

(3) 発生時における連携方法の検討

発生時においては行政及び連携機関と電話及びメール等の情報システムを活用し連携する。

(4) 都道府県知事等からの職員の派遣要請に対する対応

理事長は、都道府県知事等から職員の派遣要請を受けた場合には、病院本部と病院の間における調整に基づき、その所轄事務又は業務遂行に著しい支障がない限り、適任と認める職員を派遣するとともに、速やかにその旨を病院本部に報告する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

(1) 特措法に求められる新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容

医薬品はグループ企業が確保し提供する

医療機器及び衛生材料は物品管理業者が確保し提供する

(2) 発生時の人員計画の立案

対応期において、患者数の大幅増加及び勤務可能な職員数の減少により、

診療制限をする必要性が生じた場合は、診療継続計画に基づき、段階的に外来診療・入院診療の制限を開始する。さらに職員の健康管理等の検討、各部門の対応について必要な措置を講ずる。

(3) 業務実施に必要となる設備

ゾーニングに必要なパーティション及び病室の換気に必要なクリーンパーティションやサーキュレーターなどの保守点検や在庫を管理する。

(4) ワクチン接種の検討・実施

病院長は、ワクチン接種の登録に関して、行政機関から示される申請手続きに基づき、登録事業者として登録を行う。ワクチン接種を行う際には、登録した職員の中で接種対象者の絞り込みや接種順位を検討し実施する。

第2節 感染対策の検討・実施

(1) 感染対策の検討

平時の基本的な感染対策の徹底と共に及び新型インフルエンザ等発生時の診療等が効率的に運用できるように、既存の感染対策マニュアルの感染経路予防策の項に新型インフルエンザ等の隔離予防策として概要を示し、必要時改訂する。

(2) 感染対策の実施

平時から職員は手指衛生をはじめとする標準予防策を基本とした感染対策をマニュアルに則り実施する。その実施状況の評価は院内ラウンド等で ICT 及び感染リンクスタッフが行う。

(3) 備蓄品の検討・実施

災害用に備蓄している医療資器材や非常食等を確認し、新型インフルエンザ等対策で共有できる資材をリスト化する。対策会議では、必要に応じて備蓄あるいは在庫量の検討を行う。

第4章 教育・訓練、点検・改善

第1節 教育・訓練

新型インフルエンザ等の発生時などの感染症危機への備えを万全とするために必要な研修・訓練を ICT が中心となって企画し、実施する。さらに北九州地域の感染防止対策加算1施設と連携して訓練を実施する。

第2節 点検・改善

平時より、業務計画に基づく訓練等を実施し、その結果をふまえて、実践的な計画となるよう随時更新する。

附則

平成 28 年 10 月 12 日 制定

令和 6 年 6 月 20 日 改訂

令和 7 年 6 月 05 日 改訂